

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案番号 管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0410010	「地域ICT利活用モデル構築事業」を地域再生と連動する支援措置のプログラムに組み入れる。	平成19年度「地域ICT利活用モデル構築事業」実施要領	「地域ICT利活用モデル構築事業」(以下「委託事業」という。)は、総務省が市区町村等に対し、「地域ICT利活用モデル」(情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等ICTを活用した課題解決のための一連の取組)の構築を委託するものである。委託先の候補となる市区町村等(以下「委託先候補」という。)は、総務省において、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、選定することとなる。採択された提案については、総務省と市区町村等の間で委託契約を締結する。総務省と委託契約を締結した市区町村等(以下「委託先」という。)は、提案書に記載した計画に基づき事業を実施し、その成果物として、成果報告書、情報通信システム設計書、成果検証データ等を総務省に提出する。総務省はその成果物を広く他の団体に周知・提供等することにより、「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。	D	本事業は、ICTのコミュニティ形成力に着目し、地域の具体的課題の解決にICTの利活用を通じて取り組む事業をモデルとして実施し、その成果を全国に展開することにより、「公」を担う地域コミュニティの機能を、ICTを触媒として全国規模で再生し、あらゆる地域、あらゆる分野においてICTの問題解決力が自律的に発揮される「ユビキタスICT社会」の実現を図ろうとするものであり、ご提案の事業が全国展開可能なものであり、かつ事業主体が自治体であれば申請は現行の制度において可能と考える。 ただし、事業の委託先を地域住民や地元企業、NPOやボランティア等の複合主体とした場合には、事業の実施に係る責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ご提案のように行政書士会を主体とすることは困難と考える。	(項)総務本省 (目)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費 (目細)地域ICT利活用モデル構築事業	2,899,636	10560110	「地域ICT利活用モデル構築事業」を地域再生と連動する支援措置のプログラムに組み入れる。	地域における少子高齢化の進展、団塊世代の退職等地域が抱える課題はより深刻化する中で、「地域ICT利活用モデル構築事業」がスタートした事は、評価できます。それが箱物の構築だけに終わらないためには、ソフト面、即ちそれを利用する一般市民の視点に立ち、サポート体制の整備・人材の育成・より高度な研究開発など総合的・統一的制度が望まれます。地域の情報化のための施策として、当該事業を地域再生と連動する支援措置とし、人材育成などの他の施策と連携がスムーズに行えるように措置する事を希望します。	(1)この事業は、<市民と行政を結ぶ>事を理念の根底に据え、行政情報を含む地域情報に関するポータルサイトを産官学民の協働において構築することにより、地域社会の活力を引き出し、地域の人的ネットワークを活用して、地域貢献的な事業活動を行う組織を形成する事を目的としている。 (2)地域社会を柔らかな連帯の輪で結び、お互いの顔が見える地域のコミュニティを形成するには、インターネット等の利活用が極めて有効である。しかし、インターネットの普及は人と人との関係を希薄化する危険性も孕む。それ故、行政区画によるのではなく、生活圏を中心とした地域情報のポータルサイトを構築し、何時でも何処でも誰でも、且つ安価に、情報の受信(特に発信)できる仕組みを提供する事が喫緊の課題である。 (3)具体的には、広島県行政書士会、特に同会福山支部の協力と連携を得ながら、他の民間企業・団体・個人と共に総務省所管の<地域SNS>を中核とするポータルサイトを構築し、地域の中小企業を始めとする誰でも、簡易且つ安価な情報発信の仕組みを提供する。 (4)以上の事業を進めながら、より高度な利用を可能にするために、「地域ICT利活用モデル構築事業」、「地域新生コンソーシアム」等の国の諸制度を活用して、研究開発を進める。 (5)行政書士会福山支部は、電子申請を普及することを中心にしながら、様々な局面でのICTの利活用、Q&A集の構築、会員間の相互のサポート等を目的とする研究会を立ち上げようとしています。 (6)以上の事業等を支援目的とする地域再生の策定には、「モデル構築事業」のプログラムへの組み入れが必要と思われる。	広島県	個人	総務省
0410020	幼保連携型認定こども園の施設整備における「公立幼稚園」への過疎債の適用	過疎地域自立促進特別措置法第12条	過疎地域自立促進特別措置法において幼稚園は過疎債の対象とされていない。	C	議員立法により制定された「過疎地域自立促進特別措置法」では過疎債の対象を限定しており、「保育所」は規定されているが「幼稚園」は規定されていない。よって、幼保連携型の認定こども園についても「公立幼稚園」を対象とすることはできない。 また、本件は財政措置の拡充に係る要望であるとともに、地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。	-	-	10700110	幼保連携型認定こども園の施設整備における「公立幼稚園」への過疎債の適用	幼保連携型の認定こども園の改築に限り、公立幼稚園施設整備に係る事業を、総務省所管が所管する「過疎地域自立促進特別措置法」の対象事業とし、過疎債の適用を図る。	最上町では、平成18年4月、同一小学校区内に位置する保育所と幼稚園(両施設とも町立)との間で施設の共有化をはかり、総合施設としての機能を見据えた「あたごこども園」を開園させました。さらに翌19年4月には、山形県下の公立施設では第1号となる認定こども園の認可を受け、本町が独自に策定した「最上町新幼児教育課程」のもとに、教育と保育の両サービス向上に努めております。 さて、現施設の「あたごこども園」は老朽化が著しく、早急な改築が必要であることから、保護者や関係者からなる「あたごこども園整備計画環境整備部会」を組織し、幼保連携型施設としての機能を発揮するにふさわしい整備計画づくりに取り組んでいます。 しかし、保育所の施設整備には過疎債が適用されるのに対して、幼稚園の施設整備には過疎債が認められていない現状にあり、このことは、同一施設内において、同一の教育・保育サービスの展開を目指す本町にとっては、制度上の矛盾感を禁じえないものであり、財政面においても極めて大きな障害となるものです。 なかでも、幼児が同年齢帯の幼児とともに活動する機会を充実させることにより、その社会性の涵養を促すことが強く求められている今日の課題からすれば、過疎化が進行する本町においては、幼・保の領域区分を超越したなかで、そうした困難性を補う必然性があると考えております。 よって、幼保連携型の認定こども園の改築に限り、公立幼稚園の施設整備に係る事業を地域の格差是正を目的とする「過疎地域自立促進特別措置法」に適用すべきであると提案します。	山形県	山形県最上町	総務省 文部科学省